

業務指示書

ウガンダ国グル市内道路改修計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年1月21日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 角河 佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年1月26日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路計画に係るO/D, B/D, D/D, S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/道路計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ウガンダ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 排水・構造物設計】

- 1) 類似業務の経験：排水に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ウガンダ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年1月30日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
自然条件調査に係る直接経費

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(UGS1 = 0.043 円 , US\$1 = 120.48 円 , EUR1 = 146.91 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。
- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期： ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/道路計画
排水・構造物設計

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.46 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年2月12日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1. 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ウガンダ国グル市内道路改修計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本条件では副業務主任者の配属（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 業務主任/道路計画	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 排水・構造物設計	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ウガンダ国北部のグル市は人口 15.4 万人(2011 年)であり、内戦終結後の復興支援の拠点として経済活動が活発化しつつある。また、北部回廊の通過都市となっており、近年は南スーダンの平和構築に向けた経済・交通の要衝となっている。特に 2013 年 12 月以降、南スーダン情勢の急変を受けて同市周辺には北方約 105km の地点にある南スーダン国境から難民が急激に流入しており、同市の生活・経済基盤の安定はウガンダ全体への難民流入(推計 13 万人)による負荷を支える上で重要である。

ウガンダ政府は第 2 次北部復興開発計画 (PRDP2: Peace, Recovery and Development Plan 2) に基づきウガンダ北部の復興事業を推進し、グル市はその活動の中心拠点として位置付けられている。しかし、20 年に亘る内戦の間、道路の整備・維持管理が十分になされていなかったために、市内の数多くの箇所で舗装の剥離や路肩の崩壊等が発生している。走行する車両は劣化部を避けて走行するほか、雨季を中心に市内の多くの箇所で浸水が発生するため、路面や路肩が更に損傷し、円滑・安全に走行できる舗装区間はほとんどが失われている状況にある。また、乾季には砂塵が発生するほか、雨天時には土壌流出により更に道路状態の悪化を招いており、市民生活のみならず復興の拠点としての機能にも支障が出ている。かかる状況をふまえ、同市では厳しい予算状況の中、道路整備費用を捻出し応急的な修繕に努めているものの、広範囲かつ重度の劣化の抜本的改善には至っていない。

我が国は、対ウガンダ国別援助方針¹において、「北部地域における平和構築」を重点分野として位置づけている。これに基づき、北部地域において有償資金協力「アティアク - ニムレ間道路改修事業」を世界銀行(以下「世銀」と)との協調融資により実施している。我が国以外にも、世銀がグル市を含む 6 市の交通基盤整備プロジェクト (USMID: Uganda Support to Municipal Infrastructure Development) を実施、ドイツ復興金融公庫 (KfW) が本事業の対象道路地域で上水道整備を進めている。

このような状況の中、土木事業・運輸省 (MoWT: Ministry of Works and Transport) は、グル市内の道路改修に係る無償資金協力を我が国に要請した。本事業により、ウガンダ北部地域唯一の拠点都市としてのグル市の交通機能が整備され、生活基盤整備に貢献することで、同地域全体の平和構築が促進されることが期待される。また、国際回廊と接続する交通の要衝として、円滑な物資輸送に貢献し、経済成長を通じて利用者や市民に裨益することで人々に平和の定着をより実感させることも期待される。

なお、本事業は、我が国が 2012 年に実施した「アチャリ地域地方道路網開発計画プロジェクト」において最優先プロジェクトとして提案されたものであり、JICA ウガンダ北部復興支援プログラムの中でも最重要プロジェクトの一つとして位置付けられている。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト目標

グル市内の道路等を整備することにより、北部地域の円滑な物資輸送及び生活基盤整備に貢献する。

¹ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/hoshin/pdfs/uganda.pdf>

(2) プロジェクトの成果

グル市内の主要道路、排水溝施設及び附帯設備が整備される。

(3) 要請の内容

1) 施設：

市内道路約 10km、排水施設等

2) コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネント：

施工監理、道路維持管理手法に関する技術指導等

3) その他、調達・施工方法に関する技術指導等

(4) 対象地域

グル市

(5) 関係官庁・機関

土木事業・運輸省 (MoWT : Ministry of Works and Transport)

3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、ウガンダで実施する「グル市内道路改修計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がウガンダ側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 業務の実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の方法

本業務においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策

定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、業務の過程で随時十分 JICA と協議すること。

なお、特に以下の2つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

1) 現地調査派遣前後

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。現地調査の結果、後述するような浸水対策の観点から大規模なスコープ変更を要すると認められる場合には、必要に応じて契約変更のうえ追加の現地調査を行うこととする。

2) 報告書案説明調査派遣前後

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

(3) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用等

概略設計(特に舗装構成の検討)を行うにあたり、隣接事業や交通条件、自然条件及び土地利用条件の類似した事業に関する設計資料を収集するとともに、実施機関の類似事業担当者や関係するコンサルタントに設計及び施工時の課題、問題点及び解決方法等について確認し、これらの情報を計画に反映させる。本業務で入手した設計資料は、本事業の設計・計画内容(設計条件とアウトプット)と横並びで比較し、報告書に反映させるものとする。

(4) 市中心部の浸水対策

グル市内中心部では、道路排水・流末誘導の未整備により、降雨時には洪水のように中心部が浸水する事態が生じており、舗装損傷の一因となっている。従って本事業では、市内道路本体の整備だけでなく、これに付帯する排水施設の整備も重要になってくることに留意すること。ウガンダ側に道路と排水が不可分なものという意識を持たせるとともに、浸水が著しい場所については、他ドナーの排水計画も確認のうえ、場合によっては、本体事業において流末処理(調整池建設も排除しない)や路盤高かさ上げを日本側負担で実施することも視野に入れ、浸水対策について十分検討すること。

(5) 他ドナーによる支援との関係

本業務の対象道路地域では、他ドナーによる支援で上水道整備が進められている。本業務は当初、当該整備事業完了後に開始する予定であったが、進捗が遅れている中、道路整備後に管路が敷設される事態を避けるよう、本業務の中で両プロジェクトを調整する場を持ち、双方のスケジュールや施工計画、上水道管の敷設位置について確認・調整すること。

(6) 舗装工事について

途上国における舗装工事では、舗装技術の理論的背景を踏まえながら、先進国ではすでに過去のものとなった古い技術的制約の中での設計・施工のノウハウの活用も重要になる。本事業では通常のアスファルトコンクリート舗装を想定しているものの、必要に応じて「簡易舗装要綱 昭和54年度版(日本道路協会)」や JICA が2013年3月に取りまとめた「アフリカ(エチオピア、ガーナ、タンザニア)資金協力事

業による道路整備計画のあり方（基礎研究）報告書」等も参酌しつつ、我が国と異なる途上国地域固有の状況を踏まえた、地形・地質、水文情報等の自然条件、経済活動、交通条件等に対応した設計・施工計画となるように調査を行うこと。特に、以下の点に留意すること。

- ・問題土（膨張土、分散性土壌や軟弱土）の有無及び分布状況
- ・材料事情（骨材、アスファルト、表・基層材、路盤材、現地発生土壌の品質）

（7）定量的指標の設定

渋滞緩和効果や交通事故減少効果等、本事業により期待される成果を定量的指標として示すことが出来るよう検討する。

（8）「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」について

JICA は、ODA による公共施設等の建設事業における労働災害及び公衆災害の防止を図るため、安全管理における基本方針及び具体的な安全施工に関する技術指針等を取りまとめた「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」を2014年9月に策定している。無償資金協力においては、入札図書の中で、本ガイドンスに沿った安全対策プラン及び安全施工プランの作成が施工業者に義務付けられているのと共に、それらプランに沿った施設建設工事がなされるようコンサルタントが確認することが求められている。したがって、協力準備調査においても、同ガイドンスの趣旨を踏まえて調査を行い、先方政府の理解の獲得を図るとともに、設計積算等にあって適切な運用に向けての配慮を行うこと。同ガイドンスのデータ（和文・英文）については、http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/index.html から入手すること。

（9）環境社会配慮

本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下、JICA 環境ガイドライン（2010年4月））上に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリーBに分類される。

基本的には、住民移転等は発生せず、用地取得もその規模は限定的と考えられているが、本調査において詳細を確認する。

また、社会状況の把握として、対象道路沿線の貧困データ、ジェンダー関連データ等の既存資料を収集・整理する。

（10）ジェンダーへの配慮

対象サイトでの調査・設計を進めるにあたり、女性や子供等社会的弱者への配慮を行うこととする。

（11）設計・積算の実施

本業務において設計・積算を行うにあたっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル」（補完編・別冊を含む）（以下、設計・積算マニュアル）に基づく。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、

積算総括表等)の作成を行う。

(12) 報告書・提出物等の作成

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」(2014年10月改訂版)(以下、無償報告書ガイドライン)を参照することとする。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAからの参加団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯のレビュー

- 1) ウガンダにおける道路分野における上位計画の有無とその内容を確認し、本事業の位置づけ及び意義をレビューする。
- 2) ウガンダ国内、特にグル市における道路状況、交通状況の現状と課題をレビューし、本事業の重要性・必要性を確認する。
- 3) 本事業に係る他ドナー、国際機関、民間企業の最新動向を確認する。

(4) プロジェクトの実施体制のレビュー

プロジェクト実施機関であるMoWTの組織・権限・人員構成や最近3~5年間の予算状況、技術水準等をレビューし、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

(5) サイト状況(自然条件など)調査

- 1) 現在の道路状況(幅員、ROW(Right of Way)、路面状況、整備状況、既存排水施設等)を確認する。
- 2) 既存構造物の損傷状況及び道路周辺の地形・自然条件(植生や湿地帯等の存在を含む)等を調査し、道路の耐久性を確保するために道路構造物の整備・改修が必要な箇所を確認のうえ、適切な整備・改修方法を検討する。
- 3) 道路の施工方法及び、施工ヤード、迂回路、仮設等に必要な用地を検討するとともに、道路用地の範囲を確認し、用地確保・住民移転の必要な範囲を確認する。また、周辺施設(電柱・地下埋設物等)の移設・撤去の必要性の有無及び必要な諸手続きを確認する。
- 4) 道路設計に必要な地形、地質、河川、水文等の自然条件データを調査・収集し、施設計画、施工計画に反映させる。特に排水状況については道路損傷に大きく

影響を与えたと考えられることから、グル市内の地形も考慮したうえで排水計画まで見越して十分な調査を行う。(別紙1 自然条件調査仕様書案参照)

- 5) 本プロジェクト実施における成果指標の想定および成果予測を行ない、事業効果測定に必要な指標に係るベースライン調査を行う。
- 6) 本事業の対象道路は市内道路となるため、頻繁に大型車が通るような事態は想定していないことから交通量調査は想定していないものの、現地調査の結果、必要と判断される場合は、契約変更のうえ交通量調査を実施する。

(6) プロジェクト内容の計画策定

調査結果及び JICA との協議を踏まえ、プロジェクトの計画策定(概略設計)を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件、地域分断対策等の社会配慮上の課題、交通安全、現地建設事情、施工後の維持管理、幹線道路の規格等についての対応(設計)方針を整理し、ウガンダの最新の技術基準を確認し、併せて道路(設計速度、設計荷重、路肩幅員等)の設計基準を設定する。

2) 基本計画(道路および橋梁の基本的仕様)

上記の協力内容を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。留意点は以下の通り。

- ① 舗装構造設計にあたっては、道路損傷状況調査や過積載トラックの走行状況等を踏まえ、適宜、既往設計の見直しを行う。
- ② 道路の断面構成の検討にあたっては、都市部での自動二輪、自転車、歩行者等との混合交通に配慮し、幅員構成の考え方や多様な交通の安全性の確保についても整理する。
- ③ 道路排水施設の計画にあたっては、気象条件(雨期)、地下水、地形・地質条件を考慮して排水容量及び流末処理を計画の上、施設規模を検討する。計画にあたっては、道路の路面排水だけでなく、道路構造に影響を与えうる地下排水や集水域内の排水等を十分に加味したものとする。

3) 概略設計図(路線図、平面図、縦断図、横断図、舗装構造図、主要構造物計画図等)

4) 施工計画

施工計画には以下の内容を含めることとする。なお、雨期の出水、低水期を考慮するとともに、施工実施に必要な各種手続き(工事許可、交通規制等)及び具体的な工程等を確認し、必要に応じて、先方による手続きの実施をフォローする。

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分(先方負担工事との区分)
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画

- ・実施工程
- ・資材ヤード：建設ヤード等の用地候補に係る検討
- ・施工期間中の一般車両・歩行者の通行を確保した施工・仮設計画一般交通の切り回し計画

(7) 調達事情調査

- 1) 労務状況、労務関連法規を確認し、施工計画に反映させる。
- 2) 現地のサブコントラクターの施工能力・技術力・要員・建設機械の保有状況を確認する。
- 3) 資材／建設機械の調達先（現地調達・第三国調達・本邦調達）、調達方法、調達期間、調達価格、輸送費等について調査する。
- 4) 資材の輸送経路、荷揚げ港における関税手続き、輸送梱包費等について調査する。
- 5) 事業対象区間の近傍で入手可能な建設資材（鉄筋、セメント、砕石等）についての品質確認（必要に応じ材料試験を実施）及び価格調査も実施する。

(8) 相手国側負担事項の概要

相手国側負担事項（用地確保、ユーティリティ移設、各種建設許可の取得等）及び無償資金協力として事業を実施する際のウガンダ政府の免税措置や予算措置を整理する。また、施工ヤードについても十分な確認を行い、先方負担事項の内容、タイミングを調査の上、先方が対応可能なことを確認する。必要に応じて、無償資金協力に係る各種手続きについての説明も行う。

(9) 環境社会配慮調査

- 1) JICA 環境ガイドライン(2010年4月)に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。
- 2) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
 - ①ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
 - ②相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ア 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等 1
 - イ JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
 - ウ 関係機関の役割
 - ③スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
 - ④影響の予測
 - ⑤影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
 - ⑥緩和策(回避・最小化・代償)の検討
 - ⑦環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成

⑧予算、財源、実施体制の明確化

⑨ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

(10) 簡易住民移転計画案の策定(本調査の中で必要と判明した場合)

JICA 環境ガイドライン(2010年4月)に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下1)~12)のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

- 1) 用地取得・住民移転の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 8) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務
- 9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 10) 費用と財源
- 11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 12) 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

(11) プロジェクトの運営維持管理計画の検討

本事業の実施機関は MoWT であるが、道路維持管理についてはグル市道路局が所掌しており、近年は一定程度の道路維持管理予算を確保し、小規模な応急処置を実施している。本調査の中で、グル市道路局の人員配置計画、予算措置、道路の維持管理に関する技術的能力、財務状況等を確認したうえで、運営維持管理計画を検討する。

検討にあたっては、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理すること。特に、継続的・即応的な応急対策処置及び排水機能の確保のための維持・清掃業務の担保に留意すること。また、ウガンダ全体の財政状況、道路関係予算配分状況、実施機関の人員・技術的能力も併せて調査し、適切な維持管理が行えることを確認し、要すれば支援策についても検討する。

(12) ソフトコンポーネントの検討

施工監理、道路維持管理手法に関する技術指導等のソフトコンポーネントについて本調査の中で検討すること。

(13) プロジェクトの概略事業費

プロジェクトの概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「設計・積算マニュアル」に準拠して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2010年6月）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

① 実施時期

② 事業費（総事業費及び内訳）

③ 概略の仕様

④ 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

⑤ 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

⑥ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(14) プロジェクト実施に当たっての留意事項の整理

円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(15) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価をDAC評価5項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、プロジェクト完成後約3年をめぐとした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標として、i)年平均日交通量、ii)年平均走行速度の向上、iii)通過時間の低減を想定しているが、他に定量的効果について提案があればプロポーザルにて提案する。

(16) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

(17) 準備調査報告書（案）の説明・協議

準備調査報告書（案）をウガンダ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的持続性確保のための条件、具

体的対応策について十分説明・協議する。

(18) 準備調査報告書等の作成

ウガンダ政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書等の成果品を作成する。

7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、本契約にかかる最終成果品は（7）及び（8）とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

成果品	提出時期	部数
(1) 業務計画書	2015年3月上旬	和文3部
(2) インセプション・レポート	2015年3月中旬	英文15部
(3) 現地調査結果概要	2015年5月下旬	和文10部
(4) 準備調査報告書（案） （※機材仕様書（案）含む）	2015年9月中旬	英文15部 和文10部
(5) 概略事業費（無償）積算内訳書 （※事業費ドナー比較資料含む）	2015年9月中旬	和文2部
(6) 概要資料	2015年10月上旬	和文1部及びCD-R1枚
(7) 準備調査報告書	2016年1月中旬	和文（製本版）10部及びCD-R1枚 英文（製本版）15部及びCD-R3枚 和文（簡易製本版）2部及びCD-R1枚
(8) デジタル画像集	2016年1月中旬	CD-R2枚 （デジタル画像40枚程度）

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2010年6月）」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 工程計画

2015年2月下旬より第一回現地調査を行い、同年9月下旬に第二回現地調査（二期における補足調査及び報告書案説明）を実施することを予定している。業務主任/道路計画、排水・構造物設計、自然条件調査（水文）の3名は、第一回現地調査と第二回現地調査ともに参加することを想定している。第二回現地調査後、2015年1月中旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

なお、スコープ変更が発生する場合、契約変更のうえ、概略設計ドラフト説明（DOD）の前に現地調査（OD）を再度行い、必要に応じてDOD以降の時期についても変更する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

約19M/M

（2）業務従事者の構成（案）

業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認められる。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア) 業務主任/道路計画（2号）
- イ) 道路・舗装設計
- ウ) 排水・構造物設計（3号）
- エ) 環境社会配慮
- オ) 自然条件調査（水文）
- カ) 自然条件調査（測量）
- キ) 施工・調達計画/積算

3. 参考資料

（1）配布資料

下記資料を配布する。

- ・対象道路地図
- ・グル市内写真
- ・要請書
- ・カテゴリ B 案件報告書執筆要領

（2）閲覧資料

以下の資料について、JICA 図書館ホームページより閲覧可能。

- ・ウガンダ国 アチヨリ地域地方道路網開発計画プロジェクトファイナルレポート
要約編

URL: <http://libopac.jica.go.jp/images/report/12080511.pdf>

4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第一回現地調査

1) 団員構成：総括（JICA）

協力企画（JICA）

2) 調査行程：約15日間

3) 目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第二回現地調査（報告書案説明）

1) 団員構成：総括（JICA）

協力企画（JICA）

2) 調査行程：約7日間

3) 目的：

準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 機材

本調査では、コンサルタントが調達する機材は特に想定していない。

6. 現地再委託

自然条件調査については、現地再委託による業務を認めることとする。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」（2012年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. 見積もりの分離

自然条件調査（別紙1参照のこと）に係る直接経費については、現時点で作業の詳細や業務量が明確に出来ず、正確な見積もりを行うことが困難であるため、見積価格を分けて提示すること。

8. その他留意事項

(1) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(2) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAウガンダ事務所及びグルフィールドオフィスなどにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所及びフィールドオフィスと常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等については同事務所及び支所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以上

ウガンダ国グル市内道路改修計画準備調査にかかる
自然条件調査仕様書案

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行ううえで必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容と案件の性質に鑑み適宜取捨選択の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境ガイドラインと齟齬がないように留意する。

2. 自然条件調査

(1) 地形測量

調査目的：施設計画、設計及び施工に必要な地形の情報を把握する。

調査内容：地形測量（または地形データ入手）、路線測量（中心線測量、道路縦断/横断測量等）等

測点間隔：(縦断)20m・(横断)50m

(2) 地質調査、地盤調査

調査目的：施設計画、設計及び施工に必要な地質の情報を把握する。

調査内容：地表踏査、標準貫入試験、土質試験、地耐力試験、骨材材料試験等

(3) 気象調査

調査目的：対象事業の計画、設計及び施工計画に必要な気象条件を把握する。

調査内容：天候、気温、風向、風速、降水量、年間降雨パターン等

(4) 水文調査

調査目的：対象道路の計画、設計及び施工計画に必要な水理・水文状況を把握する。

調査位置：本計画対象地域周辺

調査内容：河川水位、流量、流速、河道調査、洪水履歴、現地踏査、ヒアリン

グ、他ドナー保有データの確認、流末等

(5) 埋設物調査

調査目的：道路建設に必要な既存ユーティリティの埋設状況等を把握する。

調査項目：既存資料に基づく試掘等

以上

